

必ずお読みください。

死亡届を提出された方へ

死亡届を受領しました。

内容について、開庁日の8時30分から審査を行い受理（または不受理）決定をします。原則、受理日（不受理）は、受領した日になります。

死亡届書中に訂正や修正などの不備があった場合は、提出の際に記入された連絡先に電話をし、訂正のため開庁日以降の平日に来庁していただくことがあります。訂正できる人は原則として届出人（死亡届に署名した人）です。

開庁してから審査事務を行いますので、死亡記載の戸籍や住民票の証明書の発行には時間を要しますのでご了承ください。

また、◎亡くなられた方の本籍地や住所地が始良市外にある方は、開庁日以降に本籍地や住所地に届書（死亡通知）を送りますので、更に時間を要します。（約7日から10日程度かかります。）

死亡に伴う市役所での主な手続きについて

- ① 亡くなられた方の住所が始良市
市民課（加治木・蒲生は市民生活係）窓口にお越しください。
各課への案内書類をお渡しします。
- ② 亡くなられた方の住所が始良市以外
住所のある市区町村役場での手続きになります。上記の「◎」のとおり死亡の通知がその市役所に届いてからの手続きになりますので、ご注意ください。
通知が届いていることを住所のある市区町村役場に電話等で確認したうえで手続きに行くことをおすすめします。

死亡届に関する問合せ	始良市役所 市民課	始良庁舎	電話	0995-66-3111（代表）
		加治木庁舎	電話	0995-62-2111（代表）
		蒲生庁舎	電話	0995-52-1211（代表）

裏面へ続きます

来庁される方へお願いします。

- ① 本人確認書類（運転免許証など）と印鑑（認印で可）をご持参ください。
- ② 届出人が来庁できない場合は、委任状が必要な場合があります。
- ③ 手続きによっては、亡くなられた方との関係（続柄）により、戸籍謄本、住民票などのご提出が必要な場合があります。

主に必要な書類一覧

※ 住所が始良市の場合

亡くなられた方の

- 印鑑登録カード
- 顔写真入りのマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
- 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証（加入者）
- 国民年金手帳（加入者）または国民年金受給者証（受給者）
- 介護保険被保険者証
- 障害者手帳

※1 すべての書類が揃っていない場合でも受付や説明等をしています。

※2 上記の書類以外に後日、提出をお願いする場合があります。

主な各課での手続き

詳しいことや気になることがありましたら担当課へご連絡ください。

始良市役所 0995-66-3111（代表）

- ・ **保険年金課** 内線 114・115

年金や健康保険証（後期高齢者医療保険、国民健康保険）のこと

- ・ **長寿障害福祉課** 内線 125

介護保険、福祉サービス、障害者手帳に関すること

- ・ **税務課** 内線 158・159

市民税や相続に関すること

上記の手続きは、加治木庁舎、蒲生庁舎でも行えます。

【書き方】

- 委任者が記入できる場合、①～⑤を記入してください。なお、自署以外の場合は押印が必要です。
- 委任者が記入できない場合、①～⑥を代筆者が記入し、⑦に委任者のほ印を押印してください。
なお、代理人と代筆者はそれぞれ別のかたとなります。

委任状

この委任状は、全て委任者・代筆者である ① (氏名) _____ が記入したものです。

※委任状は、委任者（頼む人）又は代筆者が全てを記入してください。

始良市長 殿

② (記入日) 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

③ 委任者(頼む人) 私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

住 所 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____
(住民登録地)
氏 名 _____ ④ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

④ 代理人(頼まれる人) ⑥ 代 筆 者 ⑦ 委任者ほ印

住 所 _____ 氏 名 _____
氏 名 _____ 委任者との関係 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 代筆の理由 _____

⑤ 必要な委任内容の にチェックを入れて、必要通数等を記入してください。

住民票（全員・個人）の写し、住民票記載事項証明書の請求及び受領 (_____ 通)

個人番号を記載する

住民票コードを記載する

※ 個人番号・住民票コードを記載の場合、代理人へ提出先・使用目的を伝えてください。

また、委任者へ郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。

戸籍謄抄本（除籍・改製原含む）の請求及び受領 (_____ 通(セット))

受理証明書の請求及び受領 (_____ 通)

戸籍の附票の写しの請求及び受領 (_____ 通)

身分証明書の請求及び受領 (_____ 通)

住民異動届に関すること

その他(_____) (_____ 通(セット))

【注意点】

- 手続きには、委任状のほかに代理人の本人確認書類(運転免許証等)と請求書等(市民課窓口にあります)が必要です。
- 委任者は代理人へ、あらかじめ次の内容をお伝えください。
 - ・ 住民票を請求する場合は、記載希望内容（本籍地・筆頭者・続柄・世帯主）。
 - ・ 戸籍の証明書を請求する場合は、本籍地・筆頭者。
 - ・ 住民異動届の場合は、異動日・新旧住所・新旧世帯主等。
- 委任状の内容に 不備がある場合は、受け付けできません。